

## 保育事業の取扱いについて

保育事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年3月11日提出

大野郡5町2村合併協議会  
会長 芦刈幸雄

### 保育事業の取扱いについて

保育時間、保育料徴収基準額及び算定の特例については、統一の方向で合併までに調整する。

特別保育事業については、現行を基本に新市において実施する。

障害児保育事業については、現行を基本に新市において実施する。

私立保育所補助等事業については、合併までに調整する。

平成16年3月25日確認 大野郡5町2村合併協議会